

災害被害森林復旧対策事業実施要領

(制定 平成 22 年 3 月 31 日森第 1793 号)

最終改正 令和 4 年 8 月 30 日森第 527 号

災害被害森林復旧対策事業（以下「事業」という。）の取扱については、災害被害森林復旧対策事業補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 31 日森第 1789 号（以下「交付要綱」）という。）に定めるもののほかこの要領によるものとする。

第 1 採択条件

(1) 実施箇所

自然災害により被害を受けた森林及び作業道のうち、倒木・折損木又は崩壊土が放置されることで集中豪雨時等に流出の恐れのある森林で 2 次災害の防止及び森林機能の早期回復のため市町村長が認めた被害森林及び作業道。

また森林病虫害による枯死木（過年度枯れ）のうち、強風等により倒伏の恐れのあるものであって、道路等公共施設への被害を及ぼす恐れがあり、市町村長が早急に処理する必要があると認めたもの。

(2) 事業規模

①災害被害木の林内処理

被害区域面積 0.1ha 以上かつ被害率 30%以上の被害森林。

②災害被害木の林内処理と利用施設までの搬出・運搬

被害区域面積 0.1ha 以上かつ被害率 30%以上の被害森林。

③作業道復旧

1 箇所の復旧経費が 20 万円以上

第 2 補助金額の算出

補助金は以下により算出するものとする。ただし、補助金の 1,000 円未満は切り捨てるものとする。

(1) 災害被害木の林内処理

①補助金

補助金の算出は標準経費に補助率を乗じて求める

ただし、市町村が当該事業を請負又は委託に付し実行した場合は、標準経費に補助率を乗じて求められた額と実行経費に補助率を乗じて求められた額とのいずれか低い額とする。

②標準経費

標準単価に実面積を乗じて求める。

③標準単価

被害木の林内処理の単価は林内処理 A（伐倒及び林内整理）を適用することとし、別に定める。

④実面積

実面積は被害区域面積に被害率を乗じ、小数点第 2 位止め第 3 位以下切捨てとして求める。

⑤被害区域面積

ポケットコンパス等による実測（ただし、1 ha 未満の被害地については、要点間の距離測量による簡易法によることができる。）、GPS による測量又は精度の高い既存の図面（施業図

等)の利用によるものとし、小数点第2位止め第3位以下切捨てとする。

⑥被害率

被害区域毎に行う標準地調査により(被害木本数) / (被害前の成立本数)により求め小数点第2位止め第3位以下切捨てとする。

(2) 災害被害木の林内処理と利用施設等までの搬出・運搬

①補助金

(1)の①と同様。

②標準経費

標準単価に実面積及び集材・運搬材積を乗じて求めた額の合計額。

③標準単価

被害木の林内処理の単価は林内処理B(伐倒)と集材・搬出を適用することとし、別に定める。

④実面積

(1)の④と同様。

⑤被害区域面積

(1)の⑤と同様。

⑥被害率

(1)の⑥と同様。

⑦集材・運搬材積

材積の確認は納品伝票又は検知野帳による。

(3) 森林病虫害による枯死木(過年度枯れ)の林内処理

①補助金

補助金の算出は森林病虫害防除関係事業に準じて算出した金額に補助率を乗じて求める。

(4) 森林病虫害による枯死木(過年度枯れ)の林外搬出と利用施設等までの運搬

①補助金

(3)の①と同様。

②集材・運搬材積

材積の確認は納品伝票又は検知野帳による。

(5) 作業道復旧

①補助金

森林作業道設計積算要領に基づき設計した金額に補助率を乗じて求める。

ただし、当該事業を請負又は委託に付し実行した場合は、設計金額に補助率を乗じて求められた額と実行経費に補助率を乗じて求められた額とのいずれか低い額とする。

②規格構造

森林作業道作設指針の基準による

③設計図書

崩土等の土量については、現地で測量ポールにより算出するものとする。

第3 その他

その他必要な事項は知事が別に定める。